毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大　分　県　編集　いづみ印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
第七五六号
十一月二十日
（金曜日）

目次

告示
身体障害者福祉法による医師の指定……一
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（国営事業）……一
解除予定保安林……一
公告
所在不分明者に対する保安林指定予定通知の掲示（二件）……二

○告示

大分県告示第四百五十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和八年十一月二十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
視覚障害	佐藤　義樹	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	令八・九・一七
呼吸器の機能障害	工藤　涼平	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	〃
音声・言語機能障害 そしゃく	比地岡　浩志	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	〃
肢体不自由	富野　航太	桂林病院 日田市城町一丁目二番六一号	〃
そしゃく	鈴木　浩輔	臼杵市医師会立コスモス病院 臼杵市大字戸室字長谷一一三一番地一	〃

大分県告示第四百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年十一月二十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
駅館川地区下毛二工区	令八・一一・二〇から 令八・一二・一〇まで	宇佐市役所

大分県告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和八年十一月二十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　解除予定保安林の所在場所

佐伯市直川大字赤木字泉ソノ一五七五番一・字夏木一五七六番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

水源の涵養（かん）

三　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公　告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不分明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和八年十一月二十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　所在の不分明な者の氏名及び掲示場所

所在の不分明な者の氏名	掲示場所
佐々木　彌五郎、小掠　喜平、河野　常太郎、矢野　副治郎、矢野　萬次、矢野　リヱ、小野　佐市	佐伯市役所

二　通知の要旨

令和八年十月二日付け大分県告示第三百九十四号により行った森林法第三十条の規定による通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不分明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和八年十一月二十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　所在の不分明な者の氏名及び掲示場所

所在の不分明な者の氏名	掲示場所
吉田　彌太吉、吉田　吉三郎、山元　愛次、吉田　彌藏	佐伯市役所

二　通知の要旨

令和八年十月九日付け大分県告示第四百五号により行った森林法第三十条の規定による通知